

◎新潟県教育委員会訓令第8号

教育庁本庁
出先機関
教育機関

新潟県教育委員会職員服務規程（昭和36年3月新潟県教育長訓令第1号）の一部を次のように改正する。

平成26年11月14日

新潟県教育委員会

委員長職務代理者 外山 迪子

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>（営利企業等の従事等）</p> <p>第14条 職員は、地方公務員法第38条に規定する営利企業等に従事しようとするとき<u>又は消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成25年法律第110号）第10条第1項に規定する非常勤の消防団員と兼職しようとするときは</u>、あらかじめ所属長を経由して<u>営利企業等従事許可申請（消防団員兼職請求）書</u>（別記第13号様式）を提出し、教育委員会の許可<u>又は認め</u>を受けなければならない。</p>	<p>（営利企業等の従事）</p> <p>第14条 職員は、地方公務員法第38条に規定する営利企業等に従事しようとするときは、あらかじめ所属長を経由して<u>営利企業等従事許可願</u>（別記第13号様式）を提出し、教育委員会の許可を受けなければならない。</p>

別記第13号様式を次のように改める。

第13号様式（第14条関係）

番 号
年 月 日

新潟県教育委員会 様

所属長 閣

営利企業等従事許可申請（消防団員兼職請求）書

下記のとおり営利企業等従事許可申請（消防団員兼職請求）がありましたので許可（認めて）くださるよう副申します。

従事等に対する所見	
-----------	--

記

新潟県教育委員会職員服務規程第14条の規定により営利企業等従事許可（消防団員兼職）を申請（請求）します。					
年 月 日					
所属名		職名・氏名		㊟	
従事等しようとする企業等（消防団）の名称及び所在地					
従事等しようとする企業等（消防団）の業務内容					
従事等する業務内容と責任					
従事等する勤務時間		従事等する期間		報酬の有無	
従事等する理由					

主務課経由印	所属受付印